

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 2 月 2 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600239号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600146号

第1 結論

請求期間のうち、平成18年7月及び同年12月について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、平成19年7月について、請求者のB社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月
② 平成18年12月
③ 平成19年7月

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、請求期間①及び②については、A社から、請求期間③については、B社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間①から③までの標準賞与額の記録が無い。調査の上、当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、A社の事業主及び同社の取締役は、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除については、資料が無いため不明である旨を回答していることから、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与明細書を所持していない上、当該期間に係る賞与の振込先である金融機関名の記憶がない旨を陳述していることから、当該期間に係る賞与が支払われた事実、振込額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間③について、B社の事業主は、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除については、資料が無いため不明である旨を回答していることから、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間③に係る賞与明細書を所持していない上、当該期間に係る賞与の振込先である金融機関名の記憶がない旨を陳述していることから、当該期間に係る賞与が支払われた事実、振込額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求者から提出された「平成 19 年分給与所得の源泉徴収票」(写) から、平成 19 年に係る支払金額及び社会保険料控除額それぞれの年間総額は確認できるものの、当該資料のみでは、請求期間③の賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。